

岩手県道路除排雪業務委託に係る
特定共同企業体要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県が発注する道路除排雪業務委託に係る特定共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2 この要綱の対象とする業務は、次に掲げる広域振興局土木部等の道路除排雪業務とする。

- (1) 盛岡広域振興局土木部
- (2) 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- (3) 県南広域振興局土木部
- (4) 県南広域振興局土木部花巻土木センター
- (5) 県南広域振興局土木部遠野土木センター
- (6) 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (7) 県南広域振興局土木部一関土木センター
- (8) 県南広域振興局土木部千厩土木センター
- (9) 沿岸広域振興局土木部
- (10) 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (11) 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (12) 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (13) 県北広域振興局土木部
- (14) 県北広域振興局土木部二戸土木センター

(特定共同企業体の運営形態)

第3 特定共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で、一体となって業務を共同遂行する方式とする。

(構成員数)

第4 特定共同企業体の構成員数は、地域の実情に応じ円滑な共同履行が確保できる数とする。

(出資比率)

第5 特定共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。

(代表者要件)

第6 特定共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち出資比率が最大である者とする。

(結成方法)

第7 特定共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(提出書類)

第8 特定共同企業体が入札に参加しようとする場合は、別に定める道路除排雪業務特定共同企業体協定書を提出するものとする。

2 一の業者が構成員となることができる共同企業体の数は、一契約につき一とする。

(共同企業体編成表)

第9 落札した特定共同企業体は、委託契約締結後、速やかに別に定める特定共同企業体編成表を提出しなければならない。

附 則 (令和7年7月29日道環第206号)

この要綱による特定共同企業体の結成は、令和7年7月29日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

道路除排雪業務特定共同企業体協定書（案）

（目的）

第1条 当企業体は、岩手県道路除排雪業務（以下「業務」という。）を共同遂行することを目的とする。

（名称）

第2条 当企業体は、〇〇特定共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体の事務所は、
番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受注することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商 号

代 表 者

所 在 地

商 号

代 表 者

所 在 地

商 号

代 表 者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表して、岩手県と折衝する権限及び自己の名義をもって、入札書及び見積内訳明細書の提出、受注代金（部分払い金を含む。）の請求及び受領並びに当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資比率）

第8条 各構成員の出資比率は、次のとおりとし、業務に係る岩手県との契約内容に変更又は増減があっても、構成員の出資比率は変わらないものとする。

〇〇株式会社 %

〇〇株式会社 %

〇〇株式会社 %

2 金銭以外の出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。
(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の遂行に当たるものとする。
(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、代表者の名義により設け
られた別口預金口座によって取引するものとする。
(決算)

第12条 当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。
(利益の配当比率)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資比率により構成員に利益
を配当するものとする。
(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資比率により構成員が欠
損金を負担するものとする。
(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。
(業務期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、岩手県及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日ま
では脱退することができない。

2 構成員のうち業務期間途中において脱退したもの（以下「脱退構成員」という。）がある場
合においては、残存構成員が連帯して業務を完了する。

3 脱退構成員があるときは、残存構成員の出資比率は、脱退構成員が脱退前に有していた出
資比率を残存構成員の出資比率により分割し、これを第8条に規定する出資比率に加えた比
率とする。

4 脱退構成員への出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損
金を生じた場合には、脱退構成員の出資金から脱退構成員が脱退しなかったとした場合に負
担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合には、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合には、前条第2
項から第5項までの規定を準用するものとする。
(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、業務につきかしがあったときは、各構成員は連帯
してその責に任ずるものとする。
(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外 者は、上記のとおり 特定共同企業体協定を締結した
たので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持する
ものとする。

年 月 日

所 在 地

商 号

代 表 者

印

所 在 地

商 号

代 表 者

印

所 在 地

商 号

代 表 者

印